

（完了等届）

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者が、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。当該届出に係る行為を中止したときも同様とする。

（景観づくり協議会の認定）

第25条 市長は、景観形成に資する諸制度を活用し、一の地区における景観形成を推進することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものを景観づくり協議会（以下「協議会」という。）として認定をすることができる。

（行為の届出）

第29条 景観づくり推進地区及び景観づくり協定地区（景観づくり推進計画等が定められている地区に限る。以下「指定地区」という。）内で次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に係る規則で定める法令上の手続を行う日の4週間前（法令上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手する日の4週間前）までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届出しなければならない。

- （1） 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
 - （2） 屋外広告物の表示、移転又はその内容の変更
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が景観形成に影響を及ぼすおそれがあると認める行為で、規則で定めるもの
- 2 市長は、前項第3号に規定する景観形成に影響を及ぼすおそれがあると認める行為を規則で定めるときは、あらかじめ戸田市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更しようとするときは、市長に届出しなければならない。
- 4 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。
- （1） 通常管理行為その他の行為で規則で定める行為
 - （2） 非常災害のため必要な措置として行う行為

（都市景観アドバイザーの設置）

第41条 市長は、景観形成の推進を図るため、専門的助言を行う戸田市都市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 景観アドバイザーの設置について必要な事項は、別に定める。

（審議会の設置）

第42条 景観形成に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として戸田市都市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。